

議 長 日程第3「議案第52号松田町創生推進拠点施設の設置及び管理に関する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第52号松田町創生推進拠点施設の設置及び管理に関する条例を別紙のとおり制定する。平成30年12月5日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。新たな魅力のある町を目指し、女性の雇用の創出や創業支援、生活支援の実施や地域情報の発信を通じて、地域の振興及び地域経済の活性化による地方創生に寄与することを目的として、創生推進拠点施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるため、提案するものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

政策推進課長 それでは、議案第52号松田町創生推進拠点施設の設置及び管理に関する条例について説明をさせていただきます。

1ページになりますが、本条例の提案どおりの趣旨でございます。第2条につきましては、用語の定義を記載しているところでございます。第3条につきましては、名称及び位置についての規定をさせていただいてございます。

そして、2ページ目になります。第6条につきましては、利用の許可の規定でございます。第7条につきましては、利用権の譲渡の禁止の規定を記載させていただいているところでございます。

3ページになります。第9条、使用料の規定でございます。こちらにつきましては、別表に定める使用料を納めなければならない規定でございます。第12条、使用料の減免についての規定でございます。第14条、来館の制限でございます。第6条第2項各号に掲げる事由に該当する者は拠点施設へ来館することができない規定でございます。

3ページから4ページになります。第15条、損害の賠償の規定でございます。第16条に原状回復の義務の規定を掲げてございます。第17条、管理の代行でございます。拠点施設の管理運営上、必要があると認めるときは、指定管理者に拠点施設の管理を行わせることができる規定を定めたものでございます。第18条、利用料金についてでございます。前条の規定により、拠点施設の管理を指

定管理者に行わせる場合において、利用者は第9条に規定する使用料にかえて利用料金を指定管理者に納入しなければならない規定でございます。第2項としましては、利用料金の額につきましては、別表に掲げる額を上限とした範囲内において指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めることができる規定でございます。3項に地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき、利用料金を指定管理者の収入とすることができる規定を定めたものでございます。

5ページ目になりますが、第19条指定管理者の業務の範囲を記載しているところでございます。第6号事項で掲げているものでございます。第20条に経費の収受でございます。21条は委任の規定を定めているところでございます。

それでは参考資料について説明をさせていただきます。松田町創生推進拠点施設の設置及び管理に関する条例施行規則（案）になります。特に条例からの委任事項についてを説明させていただきます。第2条に用語の定義を掲げてございます。いわゆる規則絡み、規則における用語定義は条例の例によるというものでございます。第3条に休館日を規定しております。拠点施設の休館日は次の各号に掲げるものとする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる規定でございます。国民の祝日に関する法律に規定する休日と、12月29日から翌年1月3日まで。第4条につきましては、開館時間を、拠点施設の開館時間は午前9時から午後9時までとする。ただし、町長が特に必要と認めるときはこれを変更することができる規定でございます。第5条は利用手続でございます。

2ページ目になります。第7条に、利用許可の順序でございます。そして第11条に利用料金についての規定を定めているものでございます。

3ページになります。第12条に利用の条件の規定を定めたものでございます。13条につきましては、指定管理者の管理に係る読みかえ規定を規定しているものでございます。14条に委任規定でございます。

それでは5ページ目にお戻りください。附則でございます。施行期日につきましては、この条例は平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各項に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。第1号、附則第2項の規定、公布の日。第2号、附則第3項の規定、平成31年5月1日。

6 ページになりますが、準備行為になります。この第2項、松田町の公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第6条の規定による指定管理者の指定及びこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても第17条及び第19条の規定の例により行うことができる。

第3項につきましては、松田町子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正とし、松田町子育て支援センター設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。第2条第2号中、「松田町松田惣領1192番地5」を「松田町松田惣領321番地の1」に改めるでございます。

別表につきましては、第8条関係に施設名称及び基本料金月額として、本館、車庫、倉庫、その他付帯施設について1平方メートル当たり2,000円とする規定でございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

8 番 小 澤 これも、前回のときもこれ伺っていますけれども、どうも見えてこないんですよ。その1階の部分に入る事業者というものが、これは企業を…企業あるいは個人経営でもいいんですけれども、そういう方を対象にしているのか。あるいはその、任意なグループだとか団体でもいいのか。その辺は今までの審議やってきた経過の中で、どういう方向になってきます、これは。

政 策 推 進 課 長 今回の子育て支援センター以外の1階を含めてにつきましては、原則としてですね、民間事業者あるいは団体も含めた形で、今、事業者のほうの確保に取り組んでいるんですが、おおむね確定はしているところでございます。その中で全体を取り巻く形で、ちょっと全員協議会で報告させていただきましたが、総括運営事業者というのがございます。そこが全体を包括し、それぞれ条例等に基づいて収受することができるという観点で、今後は指定管理制度に基づいて事業を運営していただくというような取り組みで、今回条例のほうを提案させていただいたものでございます。

8 番 小 澤 今、総括運営事業者という言葉が出てきたんですけども、要するにその総括運営事業者の方が、要するに指定管理者になるということですか。

政策推進課長　　今回はこの条例に基づきまして、その事業者の提案を求めます。求めます。指定管理という観点で求めますので、その事業者から事業サウンディングを求めた上で事業者を確定するというような形を今、考えてございます。この条例が定められた後に、この事業の全部総括してくれる総括事業者さんが…についての公募をやりますので、その上で指定管理を締結していくというような形は考えているところでございます。

8 番 小 澤　　総括運営やっていただける方を選ぶ。その決まった人に指定管理をお願いするという、そういうことですね。（「はい」の声あり）はい。それはそれでいいんですけども、私、気になっているのが、1階部分を有料で貸しますね。これですと上限坪6,600円になってきますけれども、10坪借りると6万6,000円の家賃、それにプラス水道光熱費は別に払うような形になるわけですね。そういう方々がすんなりと1階の部分に埋まってくれて、そしてその家賃を持って年間運営ができる、やっていくという中で、町のほうからその、もし不足したときに年間維持費を、その指定管理者に払うような形になるのか。そこは一切そういうことはしないで、総括運営事業者に全て収支を合わせてもらうのか。そういうことなんでしょうか。その辺はどうですか。

政策推進課長　　そうですね、今言われたとおりですね、原則町のほうの負担はゼロというような形の募集はかけていく形です。先ほどの光熱水費等につきましても、現状は民間事業者さんの総括事業者さんが周りから集めたものを収支をつくって、その計画の上に光熱水費も出していただくと。その中でやっていただくというふうなことで今、考えているところでございます。

8 番 小 澤　　そうしますとね、1階部分の収支で年間やってみたところ、どうもこれも赤字になっちゃって減らないよというふうに、そういう場合でも町のほうとしては、そのこの部分の補てんはしませんよということですよ、今のお話で。そうなってくるとその総括運営事業者が、当然これも経済活動ですから、1年なり、あるいは1年たたないうちにやめさせてくれと、こういうような話にもなってきて、非常にその危険な部分があるように私は感じるんですけども、その辺に対する対応というものは、もしそうなったときにはどうされるのか。

政策推進課長　　そうですね、最終的には契約事項の中に、最終協議をするという形を定めま

す。今後の収支予測も踏まえまして、運営状況を見ながら町としても協議をし、今後に向けて取り組んでいくことは検討する中の事項の中に入れさせていただきたいというふうに思います。現状では、進める現状ではゼロベースの形で推進をするという形で、募集をする形を考えてます。

8 番 小 澤 それからです、この第5条のほうで、拠点施設は次に掲げる業務を行う。コミュニティーの場であったり、イベントの企画運営をやっていくんですよ、こういうことをうたいながら、休館日は条例で決めちゃってるんですよ。何かあれば町長の裁量でできますよとは言っているけれども、イベントを打ったり、そういったコミュニティーの何かをやるときに、やはり祭日を使うとか、そういう場合がかなり出てくると思うんですけども、休館日をここでもう決めちゃっておくということは、かなりそういった活動に足かせをはめるような感じがするんですけども、その辺はどうですか。

政 策 推 進 課 長 そうですね、この運営事業自体の規則上の中の土・日を原則、この前を切ったんですけども、今後例えば一時的に行政財産の一部借用ということで、あそこを何かイベントしたいという、別の形であれば、それは一時的な利用ということもあります。今回はこの本館のスペースを使う事業に当たっては、原則このような事業でいきますということで提示をしているところでございます。

8 番 小 澤 休館日の縛りを入れちゃうということはね、一時的なものはいいんですけども、年間通じて日曜日を何かしたいよ、したいよという人たちにとっては、非常に使い勝手が悪くなってくる。特に女性のそういう団体や何かが入ってくると、女性の方々はやっぱり家庭の主婦であって、そしてまた平日は仕事を持っているということで、土曜・日曜だったらできますよというような声もある中でね、果たしてどうなのかなというところがちょっと疑問な点があります。

それとやはり一番大きいのがですね、今、課長のほうが、1階は大体固まっていますよという話をされた。つまり、入る方が大体もう決まっていますよと、そういう意味で取っていいですよ。

政 策 推 進 課 長 今回、今、サウンディングということで、可能性で現場に来ていただいて、決まっているということはこの可能性があるというところを捉えています。今回今度その事業者も含めた形で、総括的な事業者さんの、運営してくれる事業

者さんの公募に入りますので、その公募がやっぱりこれからの公募の主体の募集に入ると。決まってるということではないことだけ、御了承いただければというふうに思います。

8 番 小 澤 この件について、これは総務常任委員会で付託されるのかな。そちらのほうですね、今、伺ったようなことに対して、やはりしっかりと審議をしていただいて、もっとはっきりした形を出していただきたいなと、こういうように思ってます。何ていうんですかね、これを今までの経過を見ていった中で、果たして大丈夫かというのが偽らざるところですので、あとはその常任委員会のほうにお任せしたいと思います。終わります。

議 長 ほかに。

政 策 推 進 課 長 今回土・日については原則やってもいいような形になってございまして、特別な休日のみ、この規則のほうではそういう形で記載をさせていただきますことだけ、御了承をお願いしたいと思います。

議 長 この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

( 「異議なし」の声多数 )

異議なしと認めます。ただいま議題となっています議案第52号松田町創生推進拠点施設の設置及び管理に関する条例は総務文教常任委員会へ付託したいと思います。御異議ございませんか。

( 「異議なし」の声多数 )

異議なしと認めます。よって議案第52号、総務文教常任委員会へ付託をし、しっかりとした審議をよろしく願いを申し上げます。